日治法院档案の整理と研究*:

The Compilation and Research of the Taiwan Colonial Court Records Archives

王泰升

Tay-sheng Wang

壱、発見、整理、そしてデータベースの構築へ

一、片隅に埋れること 50 余年

台湾に近代法に基づく裁判所が置かれたのは、日本による統治が始まって2年目、即ち1896年7月15日のことである。1895年、台湾の国際法上の主権は、清国・日本間で締結された条約により日本に帰することとなった。しかし、近代的な主権や国家概念というものを持ち合わせていなかった当時の漢民族系移民たちは、武力で日本の統治に抵抗した。そうしたなか、日本が軍政を敷き軍事占領を進めていた1895年11月、「台湾総督府法院(訳注:法院=裁判所)」は創設された。この「台湾総督府法院」は性質的には軍事法庭に属するものであった。翌年の1896年4月1日より台湾統治は「民政」に移行。同年7月15日より、近代法に基づく裁判所が台湾にも導入され、台湾における民事刑事訴訟事件の審理が始った。「これは1945年10月25日に、日本が第二次世界大戦の敗北により、台湾の統治権を、連合国側を代表し台湾を接収・管理する中国国

^{*}本論は、2009年3月21日、台大法律学院、台大図書館、台大数位典蔵研究発展中心主催「日治法院档案与跨界的法律史研究」国際シンポジウムにおける報告原稿に加筆修正したものである。また、本稿は《臺灣史研究》に投稿し、匿名審査委員に貴重なご指摘をいただき、2009年6月発行の《臺灣史研究》に掲載された。

¹⁸⁹⁶年5月1日律令第1号「台湾総督府法院条例」の施行に依り設置されることになった台湾総督府法院は、1896年7月15日に台北に設置された。法院条例の内容とその後の修正に関しては、外務省条約局法務課『律令総覽(「外地法制誌」第三部の二)』(外務省条約局、昭和35;文生書院復刻版、平成2年)130-137頁参照。日本による51年間の台湾統治における法院(裁判所)制度、関連人物及び運用状況については筆者の論文があるため、ここでは再度改めて言及しない。王泰升『台湾日治時期法律改革』(台北:聯経,1999)129-223頁。または同書の英文書:Tay-sheng Wang, Legal Reform in Taiwan under Japanese Colonial Rule,1895-1945: The Reception of Western Law (Seattle: University of Washington Press,2000). pp. 63-104参照。日本統治時代の民事、刑事訴訟手続きについては、当時の関連法律論著を参照。華語の文献では、洪遜欣、陳世榮『台湾省通志稿巻参政事志司法篇第二冊』(台湾省文献委員会、1960)がある。

民政府に移譲するまで続いた。この間約半世紀、日本が植民地台湾に置いた台湾総督府法院は、一貫して台湾で起こされた民事・刑事訴訟の最終審裁判所であり、植民地時代の台湾人の司法生活に大きな影響を与え続けた。

戦後、中国から渡ってきた「国民党政権」は、(正式名称は「中国国民党」で あるが)、ことあるごとに本省族群(訳注:族群=エスニックグループ)(日本 統治時代に「台湾人」と称された。但し原住民を除く)がもつ戦前のこうした 法生活を抹殺しようとした。戦後の台湾では、蒋介石、そして蒋経国親子が国 民党政権(1945-1988)を握った。義務教育では中国史のみが教えられ、台湾史 が教育課程に組み込まれることはなかった。仮に台湾の歴史が語られることが あったとしても、日本統治時代が取り上げられることは非常に少なかった。ま た、取り上げられたとしても、「植民地として搾取された」あるいは「抗日」と いう面でのみ語られた。したがって、法学教育において日本統治時代の法律や、 ましてや当時の裁判所について論じられなかったのは当然のことであった。第 二次世界大戦後の 1945 年 10 月 25 日より、台湾に施行された中華民国法制の観 点からすれば、日本統治時代に出された判決は「外国の裁判所の判決」となる わけだが、台湾社会という観点からすれば、日本統治時期に台湾の裁判所が行 った司法上の行為、特に民事判決は、台湾人にとって国家法上の既得権益であ った。例えば、当時の土地権利の帰属または既存の身分関係等は、全て戦後台 湾で施行された中華民国の法律や裁判所において、全体または個別の司法案件 において考慮された。また、日本統治時代に各法院においてなされた公証、登 記等の業務に関する記録もまた、中華民国政府により参考とされ尊重された。 戦後の接収時期において、国民党政権はこうした点を理解しており、接収対象 に総督府法院の各種司法文書が含まれていたほか、中華民国法院が接収した日 本統治時代における未決司法案件の処理に関する条例をも公布している。2

しかしながら、日本統治を経験していない民国時代の中国や、日本統治時代 法律史を全く扱わない戦後の法学教育を受けた台湾の司法官たちは、³ 接収した 日本統治時代の法院文書には、全く見向きもしなかった。ただ、中華民国法院 の規定において、判決原本、公正証書等の文書は「永久保存」と定められたに 過ぎなかった。この規定により、日本統治時代の判決原本、公正証書もまた廃 棄をしてはならず、法院において保管されていた日本統治時代の人登記簿やそ

² 司法の接収に関しては、別稿、王泰升「台湾戦後初期的政権転替与法律体系的承接」同氏者『台湾法的断裂与連続』(元照、2002)所収、89-108 頁参照。

³ 戦後台湾の司法官構成とその族群(エスニシティー)背景については、王泰升『台湾法律史概論』(元照、二版、2004)237-240 頁参照。戦後台湾の法学教育では、数十年にわたって「中国法制史」しか教えず、ほとんど日本統治時代の法律史に触れられることはなかった。1990 年代になり、ごく少数の法律学科で日本統治時代にも触れた台湾法律史が教えられるようになった。王泰升「從帝大到台大的台湾法律史研究与教学」『台湾本土法学雑誌』第57期(2004年4月)9-14 頁参照。

の他の文書も、不動産登記簿が中華民国法制に依り地方行政機関に移譲されたのを除き、判決原本とともに保管されることとなった。しかし、こうした日本統治時代の司法関係文書は、「日本人のもの」あるいは「役に立たないもの」と見なされたためか、いずれも保存文書の最後列に置かれることとなった。裁判所の限られた保管場所の中で、地下室や屋根裏といった場所に保管された日本統治時代の司法文書の存在を、末端の現場管理者を除き、裁判所内で知る人は少なかった。

台湾主体意識をもつ李登輝氏が総統を務めた 1988 年から 2000 年において、国民党政権はかつてのように台湾史を軽んじることはなくなっていった。が、長きに渡り国民党による中国本位の教育を受けてきた司法関係者が、日本統治時代の法院において台湾人が経験したことが、台湾社会にどのような意義を持っているかについて意識するまでには至らなかった。法学界全体においても、日本統治時代の歴史を改めて認識しようとする者はごくわずかであった。4 李登輝氏総統就任 10 年目の 1998 年、司法院企画広報部門の管理職員が、あるシンポジウムにおいて、日本統治時代の台湾総督府法院関係文書は「行方不明」であり、台湾高等法院の木柵档案室に民事判決原本が 4 冊保管されているのが確認されているのみであるという報告を行った。5台湾高等法院は 1945 年に台湾総督府法院の接収を行った機関であるにもかかわらず、わずか 4 冊の判決原本しか残っていないということがあるだろうか。また、当時各地の法院の接収を行った八ヶ所の地方法院には、本当に一冊も日本統治時代の司法関係文書が残っていないのだろうか。そうであるならば、前述した日本統治時代の法律史と同様、我々の手で「堀出さなければ」ならない。

二、日本統治時代の法院档案の発見

筆者は1998年7月より12月までの間、台湾高等法院の委託を受け、台湾高等法院が台湾総督府法院より接収した9千冊余りの書籍整理を行った。6このと

-

⁴ 筆者は1993年8月、台湾大学法律学系に着任し、当時必修であった「中国法制史」を担当、 伝統中国法が日本統治時代の台湾社会に与えた影響について講義した。1998年11月になり、よ うやく学科会議において、この必修科目名を「法律史」と改めることが認められ、講義内容も台 湾の法律史へと調整変更した。しかし、以降、日本統治時代の法律を講義する選択科目となって いる。また、1997年、台湾法律史学会が創立された。だが、台湾の法学研究者で、台湾を主体 とする法律史についてよく知る者は非常に少ない。

⁵ 郭瑞蘭「一九四五年以来台湾司法档案之保存与整理之研究」中国法制史学会編『両岸現存司法档案之保存整理及研究学術研討会論文集』(政治大学法学院基礎法学研究中心、1998) 所収、178 頁参照。

⁶ 最終的に図書目録を作成した。王泰升「重現台湾第一座法学専業図書館:台湾高等法院旧蔵法律資料簡介」『台湾法的断裂与連続』(元照、2002) 所収、293-304 頁参照。

き当該法院の木柵档巻室(档案倉庫)へ赴き、前述した 4 冊の台湾総督府法院 民事判決原本を調べる機会を得た。そして、それらが日本統治時代の台湾総督 府高等法院において 1943(昭和 18)年から 1945(昭和 20)年の間に出された 民事判決であることに間違いないことを確認した。このほか、1945 年から 1949 年の計 56 冊の台湾高等法院民刑事判決原本の中には、案件事由、さらには訴訟 手続きが戦前・戦後の両時代に渡っているものが存在しているのを発見したほ か、台湾高等法院が行った接収に関する公文書 30 冊もあった。しかしながら、 日本統治時代に最終審であった高等法院の民事・刑事判決原本は、ほとんどの ものが失われていた。そしてそれがいつ、なぜ無くなったのかについては知る 由がない。

2000 年に、筆者は司法機関に対し、日本統治時代における司法文書の「発見之旅」を行いたいと申し出た。「そして 2000 年 7 月、司法院は台湾高等法院に対し、日本統治時代に地方法院がおかれた八ヶ所(台北、新竹、台中、台南、嘉義、高雄、花蓮、宜蘭)の地方法院に宛て、日本統治時代の裁判関係資料所蔵の有無を調査するよう指示を出した。その結果、新竹、台中、嘉義の各地方法院から資料があるとの返答を得た。筆者はこの知らせを受け、直ちに日本の東洋大学後藤武秀教授とともに閲覧に赴いた。他の五ヶ所の地方法院からは、資料は無いとの返答、または無回答であった。資料があるとの回答を得た3ヶ所の地方法院が所蔵していた日本統治時代の法院文書は、主に判決原本、公正証書原本、各種登記簿であり、民事判決原本はあったが、刑事判決原本は見当たらなかった。時期的には1895年から1945年までのもので、しかも膨大な量であった。保存状態はかなりよかったが、やはり虫食いも多く、湿気のため塊になってしまっている物もあった。

続いて、さまざまな驚きの中、次々と日本統治時代の法院文書が見つかった。 最初の調査から2年後の2002年4月には、当時台湾大学博士課程の学生だった 劉恆妏氏が法務部司法官訓練所(以下「司訓所」)において資料を探していたと ころ、日本統治時代の台中地方法院の刑事判決原本が、当該訓練所にあること を偶然発見した。劉氏と筆者は、これら刑事判決原本は日本統治時代を含む51 年にわたるものであることを確認した。また、目を引くものとして「機密文書」 という簿冊もあった。ここの法院文書は、1980年の「審検分隸」(訳注:1980年以前、法院も検察も行政院司法行政部門に属していたが、1980年以降、法院 は司法院下に、検察は行政院法務部に属す)の後、台中地方法院検察処で保管 されていたものだが、あまりにも場所をとるため、図書室に余裕があった司訓

⁷他の論考で発見の経緯を記しているため、ここでは詳述しない。王泰升著、松平徳仁訳「旧台 湾総督府法院司法文書の保存と利用」林屋礼二、石井紫郎、青山善充編『明治前期の法と裁判』 (信山社、2003年)所収、429-433頁参照。

所の新しい建物に移管されたものであるということが、その後わかった。ここの刑事判決原本は、災い転じて福となすとの言葉通り、移管されたことにより、同様の法院文書の中では最も保存状態がよい。

さらに劇的な発見であったのは、先の調査で回答がなかった台北地方法院の日本統治時代の法院文書である。これは、当時台北地方法院公証処に勤務していた台湾大学法律学院修士課程の学生が、仕事の関係で日本統治時代の公正証書原本が存在することに気づき、それを筆者に連絡して来たことが発見につながった。そこで、筆者が台北地方法院に問い合わせたところ、日本統治時代の公正証書を保管しているという回答を2002年11月25日に得た。2004年8月、筆者自ら台北地方法院土城倉庫の実地調査に赴いたところ、そこには日本統治時代の民事・刑事判決原本、及びその他の司法文書が所蔵されており、その量は台中地方法院が所蔵する日本統治時代の法院文書(台中地方法院及び司訓所所蔵のもの)を超えていた。だが残念なことに、保存状態が悪く、多くの文書が粘着してしまっており、完全には開けない状態のものが数多くあった。この時筆者は、上述した日本統治時代司法文書の学界における第一発見者として、以後研究上の呼称や引用の便宜のため、これらの文書を「日治法院档案」(日治=日本統治時代;档案=文書)と命名した。

筆者ら研究グループは、独自に日本統治時代の法院档案(詳細は後述)の整 理をしていたため、他の地方法院の倉庫における日本統治時代の司法関連文書 所蔵の有無を確認する余裕がなかった。2008年になり、ようやく他の法院档案 探しに着手できた。積極的に司法文物の収集を続けていた司法院は、2008年、 再び筆者とともに関連地方法院に赴き「宝探し」を行った。8 そして、同年8月 18日、花蓮地方法院にて 1936-37年、1943-45年に判決が下された日本統治時 代の刑事判決原本を発見した。数も少なく民事判決原本も見つからなかったが、 台湾原住民に関する刑事判決が含まれていることは史料的に大きな突破口をも たらすものと言えよう。続いて8月20日には、高雄地方法院岡山簡易庭におい て、1939年に判決が下された日本統治時代の民事判決原本が見つかった。これ は、戦後のものとして表紙に1946、1947年分とされた簿冊に綴じられており、 これまで関係者が日本統治時代の判決原本はないと言っていたのも無理はない。 以前、档案管理局の要請を受け、高雄地方法院が関連文書の整理を行った際に、 日本統治時代の各種登記簿等が約155冊発見されている。このほか、整理され ていないものが多くあったが、その後判決原本、公正証書等があることがわか り、現在ダンボール 10 箱に収められて整理を待っている。個々の量はまだわか っていないが、これらが今後「日治法院档案」として整理され、公開されるこ とは言明できる。

-

⁸ 司法院司法行政庁の蘇貴美科長、田寶駿科員、筆者の三人。

高雄での思いがけない発見により、日本統治時代の台湾三大地方法院の一つ であり、前回の調査では日本統治時代の文書は無いと回答してきた台南地方法 院に対して再度一縷の望みを抱いた。しかし、2008年8月26日に赴いた台南地 方法院において、所蔵されている判決原本及び公正証書は、いずれも1946年以 後のものであるということを改めて確認した。そして、10 数年前、地下室に保 存されていた日本統治時代の文書が、水浸しになってしまったため、車で運び 出され廃棄された。その中には、おそらく日本統治時代の判決原本や公正証書 等が含まれていただろう、との情報を得た。タ 続いて9月 24 日には、宜蘭地方 法院を訪れた。ここも日本統治時代に法院が置かれていたところで、前回の調 査では日本統治時代の文書は無いと回答してきていた。残念なことに、ここで も「高雄の奇蹟」は起こらなかった。しかも、日本統治時代の判決原本等が、 いつ無くなったのかすらわからなかった。11月6日、最後の希望を抱き、日本 統治時代の文書は無いと回答してきた離島の澎湖に赴いた。澎湖地方法院には 確かに無かった。しかし、澎湖地政事務所の倉庫に、正確な量は現時点ではわ からないが、日本統治時代の法院公正証書等の司法文書が確認できた。判決原 本はなかったが、この発見も奇蹟のようだった。10戦後の中華民国法制では、 各法院が日本統治時代に扱った土地権利及び不動産登記業務を登記事務所に引 き継ぐことと定められた。11 このため当時、澎湖の法院の事務員が、本来は移 譲すべきではない公正証書等をも、ともに引き継いだ可能性が高い。今後、日 本統治時代に、澎湖のように法院の「出張所」しか置かれなかった地方法院や 法院分院において、「澎湖の奇蹟」が起こらないとも限らない。

本稿を投了した 2009 年 2 月現在、**整理が終わった**(プロセスは後述)日治法 院档案は、台北、新竹、台中、嘉義 4 ヶ所の地方法院、及び司訓所(元台中地 方法院所蔵のもの)に所蔵されている日本統治時代の司法文書である。発見さ れたが**未整理**なのは、花蓮、高雄の両地方法院のもの、¹²そして、**法院以外**の場

-

⁹ 台南地方法院の警備職員で、日頃から古い物に非常に関心がある林孝璋氏は、廃棄のために旧文書を運ぶ車から、「始政四十年記念」を持ち帰ったと言う。ということは、その車には日本統治時代の文書が載せられていた可能性が高い。日本人が建てた台南地方法院旧庁舎の塔が、かつて反日の意図のもとに取り壊されたことを思えば、台南地方法院の旧文書が、日本統治時代のものと、中華民国のものとに分けて保存され、「永久保存」だが「役に立たない」の日本統治時代の司法文書は浸水の恐れがある地下室に置かれたのではないかという思いを禁じえない。では、法院から運び出された日本統治時代の司法文書は「廃棄」されパルプになってしまったのだろうか。価値のわかる台南の古物商が購入したという可能性も完全には捨てきれない。

¹⁰ 澎湖では、澎湖地方法院文物学会総幹事林連守氏に連絡の労を、また、澎湖地政事務所薛自然主任の全面的な協力を得た。

¹¹ 王泰升「台湾戦後初期的政権転替与法律体系的承接」92 頁参照。

^{12 2008} 年、新竹地院における再撮影作業の際に、前回撮影分には含まれていない 1904-1918 年の公正証書を発見した。時間と経費の関係で、これは現時点では「発見したが未整理」となっている。

所にも、すでに見つかった、または今後再発見の可能性がある日本統治時代の 司法文書がある。

三、日治法院档案の文書類型及び量

それでは、次に「**発見整理が終わった**」ものに限り、簡単に日治法院档案の 文書類型および量を説明する。詳細は文末に添付した附表一を参照願いたい。 現時点で日治法院档案は、総計 5,645 冊、大きく民事、刑事、司法行政文書、 その他の四種類に分けられる。**民事**が最も多く 4,139 冊(約71%)、次が**刑事**で 1,216 冊(約21%)、残りが司法行政文書の316 冊(約6%)である。

さらに細分類すると、民事では判決原本と公正証書が最も多く、判決原本が1,076 冊、公正証書が1,604 冊、両者合計は2,680 冊で、全体の約65%を占める。続いて、民事事件簿(218 冊)、督促事件/支付命令(246 冊)、仮差押仮処分(150 冊)、執行命令(225 冊) そして登記簿が(193 冊)ある。刑事においても判決原本が最も多く941 冊、続いて刑事事件簿が138 冊、両者合計1079 冊、全体の約90%を占める。日治法院档案全体で見ると、民事判決原本(1076 冊)、刑事判決原本(941 冊)、そして公正証書(1604 冊)の三種類が主で、これら総計は3,621 冊、日治法院档案全体の60%を占める。

特筆すべきは、上述の民事・刑事判決原本は第一審の地方法院によるものだが、上訴された事件については、上訴審判決の「謄本」が、裁判の最終結果を示すために必ず簿冊に綴じられているということである。こうした上訴審判決の謄本が綴じられていることで、現時点で未発見の当時の最終審、高等法院の判決原本を見ることができる。日治法院档案発見前においても、学術的には、日本統治時代の最終審法院判決の中から、重要な法的見解を有する判決を選別して出版された『覆審法院判例全集』『高等法院判例集』等を利用することができていた。¹³ 史料価値から言うと、日治法院档案は、保存されていないものがあるとはいえ、¹⁴当時の法院が下したほとんど全ての判決原本であり、また法律

¹³ 台湾総督府覆審法院編『覆審法院判例全集-自明治二十九年至大正八年重要判決例要旨』(台北:盛文社,1920)、判例研究会編『高等法院判例集』大正九年度から昭和十五年度迄(台北:判例研究会,1921-1941;大正九年度から十三年度迄のものは編者と発行者の明記なし。昭和七年度から昭和十五年度迄のものは、萬年宜重編、臺法月報発行所出版。書名は『高等法院判例全集』または『台湾総督府高等法院上告部判例集』)。戦後、文生書院が上記判例集の復刻をし、これに『台湾慣習記事』と『臺法月報』に掲載された判決を加えたものを1995年に『覆審・高等法院判例』全12冊として出版した。筆者は1990年代にこの判例集を使い研究を行った。王泰升『台湾日治時期的法律改革』(聯経出版公司、1999)、15頁参照。

¹⁴ 浅古弘教授は、2009 年 3 月 21 日、台湾大学法律学院等の主催による『日治法院档案与跨界法律史研究』国際シンポジウムにおいて、現在司訓所に所蔵されている日本統治時代の台中地方法院刑事判決原本は、当時の刑事判決原本の全てではなく、一部保存されていないものがある、と指摘した。

解釈上重要な判決だけを**選別したものではなく**、当時の司法文書処理規則により永久保存とされ、上訴された案件を全て含み、**各審級の**判決文が収録されているという点で、上記判例集に勝っている。

日治法院档案は、基本的に日本統治時代における各法院の管轄区域に所蔵さ れている。なかでも、台北地方法院及びその管轄区域のものがもっとも多く 2419 冊、档案全体の43%、このうち民事・刑事判決原本と公正証書が主で、これら 三種類の文書は、民事判決原本が 1895-1914 年分を欠いている外は、日本統治 時代の最初から最後までの時期の案件を扱っている。15 次に多いのは、日本統 治時代の台中地方法院及びその管轄区域の文書で、台中地方法院所蔵のもの (1734 冊, 档案全体の31%) に、司訓所所蔵の台中地方法院刑事関係文書を加 えると、その総数は 2105 冊に達し、档案全体の 38%を占める。特色は、文書の 種類が最も多いこと、そして民事・刑事判決原本と公正証書が、日本統治時代 を全てカバーしている点である。三番目が嘉義地方法院及びその管轄区域のも ので、863 冊、档案全体の15%である。ここには法院が置かれた1919年から日 本統治終了までの 1945 年の間の民事判決原本及び一部の公正証書があり、刑事 判決原本はないが、人事資料等、法院運営に関する行政文書がかなり残ってい る。数が最も少ないのが新竹地方法院とその管轄区域のもので、258冊のみ、档 **案全体の 5%である。ここの民事判決原本は、法院が置かれた 1919 年から 1938** 年までしかなく、また刑事判決原本もない。以上は档案の文書が扱っている年 代である。詳細は文末附表二を参照されたい。日治法院档案の管轄地域は、台 湾**西部の嘉義以北**をカバーしていると言ってよいだろう。その他の地域のもの

四、日治法院档案の整理作業とデータベース化

本稿でいう「日治法院档案」は整理編集を行ったものである。完璧な古文書整理編集作業には、専門的な能力と設備が必要である。そのため筆者は、2000年に日本統治時代の司法文書が発見された後、直ちに政府の旧档案を専ら所蔵している国史館に対しその旨通知し、可能な限りで司法院との協力を要請した。しかしながら、ようやく制定された档案法に依り、やがて政府の档案管理機関となる予定だった「档案管理局籌備処」は、司法院は日治法院档案の整理及び保存を国史館に任せてはならないとしたため、両者による共同計画は頓挫した。

は、高雄、花蓮の両地方法院に現存している限られた档案により補うしかない。

^{15 1895-1914}年の民事判決原本は欠けてはいるが、民事事件簿が完全な形で残っていたため、少なくとも受理した民事事件、その判決結果を知ることはできる。また、台北地方法院の土城倉庫にも、まったく整理されていない日本統治時代の法院文書档案が計百箱余り(一箱平均6-8冊)、合計約800冊ある。現場の環境と档案の類型から見て、档案庫の保管空間が限られていることから、司法実務上参考価値のない档案が箱に入れられたと思われる。

¹⁶ そこで 2002 年の初め、中央研究院台湾史研究所籌備処に協力を要請したが、ここはすでに多くの企画を抱えており無理だということであった。八方塞りの中、法院档案をできるだけ早く公開し、台湾法律史の研究を深めるという目的のため、筆者は自らの力でこの整理編集作業を行うことにした。2002 年の夏、国家科学委員会より三年間の研究資金が得られ、また後に档案が発見された台北地方法院判決原本についてもまた、二年の研究資金が得られることになった。決して十分とはいえない予算の制約の中、以下の整理編集作業が進められることになった。¹⁷

法院档案の整理編集作業の重点は、学術的な使用が可能になるよう、文書内 容を全て**撮影し整理**することにあった。日治法院档案は、民事・刑事判決、公 正証書、登記簿等、当事者のプライバシーまたは私権にかかわってくる。この ため、通常法院であれば、利害関係者の許可を得た後、その文書内容を提供す るという手続きを踏むのだが、筆者の国科会研究計画は「学術研究のみに使用 する」という原則の下に司法院の同意を得、日治法院档案を所蔵している各地 方法院の倉庫内において、法院の勤務時間内にデジタルカメラを用い文書内容 の撮影を行った。2002年、台中地方法院の档案の撮影が、台中東海大学の王崇 名教授の学生等により、台中地方法院で始まり、新竹、嘉義地方法院の撮影も 彼らの力に依るところが大きかった。筆者の学生は、台北の司訓所と台北地方 法院土城倉庫で、それぞれ当時博士課程の学生だった宮畑加奈子氏と修士課程 の学生だった呉欣陽氏の総指揮の下に、档案撮影を開始した。破損文書の**修復** は、専門的な能力と巨額の費用が必要となるため、この研究計画では行わなか った。このため、文書内容が撮影できなかったものは少なからずある。こうし て台湾各地で撮影された画像ファイルは、全て台湾大学法律学院の「法律与社 会研究中心」に置かれた本部に送られ、当時博士課程の学生だった曾文亮氏が 指揮する作業グループの下で、文書検索の便宜に供するためのナンバリング及 び目録作成が行われた。撮影、整理編集作業は2007年まで続き、この間6年、 百人近い人数が動員された。撮影画像総数は2,295,000枚に上り、この間の苦

¹⁶ 王泰升著、松平徳仁訳「旧台湾総督府法院司法文書の保存と利用」434 頁参照。1999 年公布、2002 年施行の档案法では、档案管理局の新設と全国政府档案の管理だけしか考えておらず、もともと政府の档案を所蔵保管していた国史館との間でどのように分担するか、あるいは両者合併するか等について、全く考えられていない。その結果、本稿で示したように、国史館は人力と設備に余裕があるのに政府档案の整理や保存はせず、档案管理局は管理権限があるのに、全ての政府档案の整理をする余裕がないといった事態が起こっている。

¹⁷ 筆者は先ず「日治時期法院档案整理及其法律史上意義」の三年計画において、2002、2003、2004年に、それぞれ新台湾ドル3,627,800、2,736,100、2,291,000元の補助を獲得した。続いて、「日治時期台北地方法院档案編目及解題計画」の二年計画で、2005年、2006年に新台湾ドル2,291,000、2,130,000元の補助を獲得した。この五年で得た補助は、新台湾ドル13,075,900元で、一年平均新台湾ドル2,615,180元の資金を得た。

労は他者には到底うかがい知れるものではない。2008年に発見された高雄、花蓮、澎湖所蔵の日本統治時代の司法档案に関する撮影、整理、編集作業は、まだ始まっていない。

撮影が終了した文書画像ファイルは、強力な検索機能を有するデータベース にまとめられた。2004年、当時台湾大学図書館館長の任にあった項潔教授は、 台中地方法院で撮影された日治法院档案の画像ファイルを見、台湾大学図書館 に日治法院档案のデータベースを設置するよう建議を行った。そして 2008 年 9 年20日、ついに台湾大学法律学院と台湾大学図書館共同開発の「日治法院档案 データベース」が公開の運びとなった。筆者の研究グループはデータベース化 のため、日治法院档案の分類を行い、データベースの構成分類を構築した(文 末添付附表一参照)。また、全ての判決原本、公正証書の案件毎に、年代、事件 番号、事件名、当事者、訴訟代理人、司法官員等、データベース構築に必要な 「項目」を定めた。日治法院档案で使用されている文字は戦前のもので、くず し字で書かれているものもあり、その解読はなかなか困難であった。この段階 で、当時ポスドク研究者であった陳昭如氏と李承機氏の二名がグループに加わ った。こうした作業は高度な法的な専門知識が必要とされるため、台湾大学法 **律学院**が担った。データベース構築用の資料は、作業完成後、**台湾大学図書館** に引き渡しデータベース化の作業が進められた。この段階で、図書館は画像を チェックし、撮影ミスがあった場合は、法律学院が人員を手配し、各地の法院 で再度撮影が行われた。このように両者は引き続き密接に連絡を取り合い、作 業を進めていった。今後も、データベースのメンテナンスや増強等において、 両者は引き続き協力を行っていく。また、データベース内のデータには、識別 時または入力時に生じたミスが存在する。これは利用者にデータベース管理部 門へフィードバックしていただくことでの訂正が待たれる。

日治法院档案はデータベース化されたが、当事者のプライバシーや私権にかかわっているということに変わりは無い。そこで、日治法院档案データベースは**学術的な使用に限る**必要があり、利用者は事前に台湾大学図書館に対し研究計画を提出し、データベースに入るためのパスワードを申請することになっている。一定の制限を設けた「公開」の形をとることで、さまざまな研究者が、日治法院档案を利用し研究を行えるようにした。ただし、研究者がこのデータを使い研究成果の発表を行う際には、当事者の守られるべきプライバシーに特に留意されることが求められる。例えば、刑事被告人の名前から被告人が先住民であると判断した場合、または先住民に関わる刑事案件であると分類されたものは、公に発表する際には、当事者の名前を伏せるなどの留意が必要である。

弐、日治法院档案の研究上の利用について

日治法院档案の公開を推進する者として、これら档案の学術研究における利用についても、大きな期待といくつかの考えを持っている。以下、筆者が設定した研究テーマを例とし、日治法院档案が研究上、どのような役割を果たすかについて説明する。特筆したいのは、日治法院档案は、様々な歴史領域、学科、あるいは特定のテーマに関する研究上大いに利用できることである。従って、利用も広く台湾国内外の学術関係者を対象とするのであり、台湾研究者や法律史研究者に限るものではない。本節の最後に、法院档案を利用した既存の研究を挙げる。

一、台湾を観察の対象主軸とした法律史研究

(一) 時系列で台湾を縦軸に考察

日治法院档案の台湾史上における位置付けを理解するには、まず今日の台湾社会が「多源であるが故に多元的」であるという特色から説き起こさねばならない。 18 ここで言う「多源」とは、今日「台湾」と呼ばれているこの土地に住む人々が、異なる歴史的時間において異なる政権により統治されてきたために、原住民が元来有する法のほかに、中国、日本、そして西洋という様々な国や法体系に基づく法が施行され、それに触れてきたということを指している。日治法院档案が扱っている 1895 年から 1945 年の間の法院の利用経験とは、ちょうど台湾に伝統中国法が根付いたばかりのときに、近代法を継受した日本法が施行された後の半世紀の記録である。この日治法院档案では、中国法、日本法、そして近代法が台湾において三つ巴となった時代において、台湾の地理的、物質的条件の下で、伝統中国法の文化を持つ漢民族系移民と、すでに多くが漢民族化しながらも独自の法的文化を有していた原住民族とが、日本の植民地統治者が持ち込んだ近代的裁判所との間で、突然の遭遇から、次第に互いにどのように適応していくかの過程が見られる。

日本が持ち込んだ近代法に基づく裁判所と台湾人との間における相互経験は、 清朝の台湾統治の影響を幾分受けている。日本の植民地統治者は、台湾人が清 朝統治下における伝統的な中国の衙門から、日本により新たに導入された裁判 所を想像すると考えたからか、植民地統治の便のために、台湾人の既成の概念

¹⁸ 王泰升「多源而多元的台湾法」『當代』第 220 期 (2005, 12)、10-27 頁参照。

を取り入れた。これは、日本統治初期にあった「旧慣温存」政策に見られる。 清朝統治時期の「司法」の実態に関しては、台湾大学図書館所蔵の「淡新档案」 が参考になる。この档案に収録されているのはほとんどが 19 世紀のもので、特 に 1870 年代から 1890 年代の台湾北部の県庁レベルにおける地方衙門で審理さ れた訴訟案件に関する官府(=役所)の内部文書である。¹⁹ つまり日治法院档 案に加え、淡新档案をも合わせ利用し清朝統治時代にまで**遡れば**、19 世紀から 20 世紀前半に渡る約百年の間に、台湾人がどのような訴訟を行ったかを見るこ とができる。

例えば、日治法院档案の台中地方法院明治 30 年(1897 年)第 245 号の民事判決における原告曾某の一審の訴訟代理人は台湾の名前をもつ「林某某」であり、相手方は訴訟代理人を立てていない。二審における曾某の訴訟代理人は、日本の名前を持つ「高橋忠義」に変わり、相手方も日本の名前を持つ「松村鶴吉郎」を訴訟代理人とした。近代裁判所では、民事訴訟の当事者は、法律専門家が訴訟を担当する。しかし、日本統治以前に台湾人で専門的な法律の訓練を受けた者はいなかったことから、一審の訴訟代理人林某某は、おそらく淡新档案にたびたび現れる「抱告」、すなわち紛争当事者の使用人または友人であろう。しかし、本件は原告、被告ともに台湾人であるにもかかわらず、日本統治が始まって間もないというのに、言葉が通じない日本人の弁護士を依頼し、慣れない裁判での弁護を依頼していることには驚かされる。

日治法院档案中、1898年に起こされた民事訴訟では、台湾人の原告廖某が、同じ町に住む台湾人の被告陳某を相手取った訴訟で勝利をおさめ、なおかつ、1899年には日本人弁護士を依頼し、被告が債務不履行であると裁判所に対し「強制執行」を申し立てている。²⁰一方、淡新档案には、役所が裁きを下した後、債務返済がなされなくても、現在のような裁判所による強制執行がなされたという記録は見当たらない。日治法院档案では、台湾人が新しい制度を非常に速く習得していたことが見て取れる。

また、淡新档案では、女性が衙門に赴き告発を行う場合には、必ず男性を「抱告」としなければならず、しかも衙門での尋問に自ら応じることは許されてい

¹⁹ 淡新档案の法律史研究上の利用については、王泰升、堯嘉寧、陳韻如「「淡新档案」在法律 史研究上的運用」『台湾史料研究』第22号(2004年2月)、30-71頁参照。

²⁰ 関連文書及び解説は、司法院司法行政庁編『百年司法:司法、歴史的人文対話』(司法院、2006) 69 頁参照。

ない。しかし、日治法院档案からは、日本統治が始まって二年目の1896年には、台湾人女性が原告となり、男性の訴訟代理人を置かない訴訟で勝訴を獲得していることがわかる。²¹ この2つの档案からは、1895年に台湾人が直面した変化が、一般によく知られている「異民族による統治」のほか、人々の法生活に影響を与える「異なる制度による統治」、すなわち、伝統中国法制から西洋の近代法制への転換でもあったことがわかる。

近現代法制に基づく日治法院档案は50年の歳月を経ており、**さらに**1945年に中華民国法が台湾に施行されてから今日までに60余年の時が経った。そして今台湾には、日治法院档案同様に近現代法制である中華民国の大陸法系法院の档案も存在する。²²これらの時代を代表する三つの司法関係公文書を合わせ見、それを実証資料として用いるならば、19世紀から21世紀にかけての台湾司法の状況を探ることが可能だろう。

(二) 同時期の台湾と他の東アジア地域を横軸に観察

台湾を主体として研究を進める場合、台湾の周りの地域社会にも目を向けるべきである。1895 年から 1945 年の台湾は、戦前の日本帝国の一部である。この時期の台湾の法院文書と、同時期の日本内地裁判所の文書との異同は何か。そしてそれは何故なのか。こうした疑問は、日治法院档案を研究する多くの研究者が抱く。しかし、これには日本側の資料がなかなか公開されないという難題がある。²³このほか、台湾人が日本の法学教育を受けていたとしても、日治法院档案内の文書作成者、即ち当時の司法関係者の大多数は日本内地から来ている。このため、日本に民事訴訟法が施行(1891 年 1 月 1 日)される前の 1890 年にな

²¹ 関連文書及び解説は、司法院司法行政庁編『百年司法:司法、歴史的人文対話』64 頁参照。 魏凱立教授は、2009 年 3 月 21 日に台湾大学法律学院主催「日治法院档案与跨界的法律史研究」 国際シンポジウムにおいて、日本統治時代の法体制の下において、多くの台湾女性が土地を所有 していたことを指摘した。

²² 1945 年から 1949 年までの中華民国法院档案においては、台湾高等法院及びそれに属する地方 法院の档案だけが台湾の司法档案であり、日治法院档案と連繋する。1950 年以降は、中華民国 法に依り、台澎金馬(台湾・澎湖・金門・馬祖)地区における最高法院、高等法院及び地方法院、 並びに司法院大法官会議の档案が、台湾共同体(台澎金馬)の司法档案となる。

²³ 浅古弘教授は、注 14 に記したシンポジウムにおいて、日本の国立公文書館が日本内地の 1891 年から 1943 年までの民事判決原本 29,017 冊を保存しているが、完全に非公開であり、現時点で行えるのは、戦前日本で出版された判例と日治法院档案内の判決原本を使い法律解釈適用面からの比較であると述べた。

された民事裁判は、24 日治法院档案の文書とは年代は異なるが、その書式など は、1895年からの日治法院档案内の文書に影響を与えた可能性があろう。25

台湾の日治法院档案と、日本帝国のもう一つの植民地であった朝鮮の法院档 案との比較は、日本帝国史あるいは植民地史を専攻とする研究者がもっとも好 む課題であろう。台湾史または朝鮮史の研究者は、こうした比較を通して、二 つの植民地が互いに影響を与え合う関係であったか否かを究明できる。現在韓 国の国家記録院には、1910年以後の日帝時期(1910-1945)の裁判所刑事判決原 本(日本語)が所蔵されているようだが、公開されているのは、三一独立運動 に関するもののみだ。また、韓国の大法院にも日帝時期の各地方裁判所の民事 判決原本(日本語)が所蔵されているとのことだ。26 このほか、朝鮮の最終審 裁判所であった朝鮮総督府高等法院における民事及び刑事判決のうち、法律解 釈上重要なものは、『朝鮮総督府高等法院判決録』として出版されている。これ ら出版物には判決全ては収録されておらず、また一審、二審の判決文も含まれ てはいない。これは台湾では、前述の『覆審法院判例全集』『高等法院判例集』 に相当し、台湾ではこの史料を使い若干の研究者による研究成果がある。27 し かし、朝鮮には、1910年に日本に併合される以前、既に朝鮮人自らによる近代 型の裁判所があり、その档案(ハングル)もある。これは日本統治時代以前に は自ら近代型の裁判所を持たなかった台湾人には無いものだ。

また、日治法院档案が記す日本統治時代の台湾と、同じ時期(1895-1945)を 清朝及び中華民国政府が統治した中国との比較は、華人または漢学研究者が興 味を覚えるテーマだろう。しかし、今日の台湾の人々にとって、日治法院档案 は単なる「興味の対象」なのではなく、戦後台湾を理解するために必要不可欠 な歴史的知識なのである。戦後数十年の間、台湾の法律・政治体制や文化の中

²⁴ この時期における司法経験に関連する日本明治初期民事判決原本の保存と研究については、 林屋礼二、石井紫郎、青山善充編『明治前期の法と裁判』(信山社、2003年)参照。

²⁵浅古弘教授は、注 14 に記したシンポジウムにおいて、1890 年の熊本区裁判所における賭博罪 に関する判決と、1898年の台中地方法院における同様の判決を比較し、判決の書式が同じであ るとの指摘を行った。

²⁶ http://contents.archives.go.kr/next/indy/viewIntroduction2.do 参照。2009年1月21 日アクセス。ハングルで書かれたこのサイトの内容は、中央研究院台湾史研究所の陳<u>延媛助研究</u> 員に解説いただいた。また、韓国大法院所蔵の日帝時期民事判決原本についても同氏に情報をい ただいた。記して謝す。ここで言う「日帝時期」は、台湾の学者が用いる「日治時期」と時期が 異なることを示すために用いた。また両時期の実際の長さも異なる。

²⁷ 例えば、曾文亮「日治時期台湾人家族法的殖民近代化与日本化----全新的旧慣」台大法律学 院博士論文、2008年。

心であったのは、民国時代(1911-1949)の中国を経験した外省族群が台湾に持ち込んだものである。このため台湾はその時代における中国の法律・政治経験をも有することになった。前掲の日本統治時代の台湾と同時期の中国との比較は、台湾のホーロー、客家、原住民等の族群で構成される「本省」族群と、外省族群の歴史的経験及び文化概念の比較とほぼ等しいといえる。その間に違いがあるのか、あるのならばそれはどんなものかという理解を通して、1945年に、台湾で本省・外省族群とが遭遇したこと、また、その後の台湾社会における衝突や交流とが理解できるだろう。こういった学術的なテーマは、これまで政治に利用されたり、故意に無視されたり隠されたり、あるいは都合のいいように使われてきた。日治法院档案ができたことで、日本統治下における台湾人の法的生活について、実証的、学術的な考察が加えられるようになった今日(詳細後述)、今後は、同時期中国の同様な司法史料を用い、共通のテーマによって横軸的な比較研究が行えるであろう。

1940年代の中国における裁判所の利用状況についてであるが、つい最近、台湾で該年代の档案が発見されたところである。これは、中華民国最高法院が1949年に台湾へ移ってきた際に、持ち込んだ1940年代あるいはそれより前の時代に、中国の最高法院に上訴された民事・刑事事件関係のものであるため「最高法院遷台旧案」と呼ぶ。一審法院から最高法院の審理までの文書があるが、判決原本のみである。28日治法院档案内の文書が作成されたのは1940年代前期、また

.

^{28 2007} 年 10 月 22 日、司法院から最高法院木柵档案庫へ木箱に密封されている档案の実地調査 に赴いた。最高法院が1955年1月に行った整理結果によると、これは、中華民国最高法院が1949 年に台湾へ移転した際に持ち込んだ**中国大陸各省民事刑事案件**である。よって「最高法院遷台 旧案」と称す。1954 年 12 月末の統計によると、民事事件 6036 件及び刑事案件 3000 件となって いる。また同統計によると、民事事件の案件種類別では、上訴 5390 件、抗告 569 件、申立て 77 件、刑事案件の案件種類は、上訴 2051 件、非常上告 8 件、抗告 14 件、申立て 6 件、職字 2 件、 特覆字 883 件、特非字 16 件、特抗字 12 件、特聲字 8 件。また一部**地域別統計**がなされており、 広東、広西、湖南、福建等の中国東南各省が多く、他省のものは少ない。しかし、全ての地域別 統計がなされているわけではないため、全面的な理解のためには、改めて統計をしなおす必要が ある。2009年2月9日、司法院と最高法院は、共同でこの木箱を開封し内容確認を行い、筆者 も立ち会った。当日の初歩的な見分では、この台湾に持ち込まれた中国大陸の民事刑事案件は、 1940年代またはそれ以前のもので、(確実な時期は今後の調査を待つ)中華民国法院のものであ る。当時、案件が最高法院に上訴され審理中であったもの、判決確定簿冊として一時的に保存さ れていたものである。従って、各案件には、判決原本だけではなく、第一審法院から最高法院ま での審判文書が全て揃っている。下級審法院のファイルには、凶器、血痕のついた衣服などの証 拠物件、あるいは民事事件で当事者が提出した清朝時代の帳簿、売買契約、婚書(結婚証書)、 鬮書(財産分割文書)等の証拠物件もある。この「中国大陸旧案档」は、1950年代初期になっ て確定判決が下されたものである。従って、中国で未決の民事・刑事案件が、台湾に移転した最

はそれより前のもので、これは最高法院遷台旧案の文書の年代に相当する。このほか、日本が1905年より占領し「関東庁」を置いた中国東北の遼東半島にも、日本司法当局が、現地の中国人の民事紛争を慣習に依り下した1931年までの判決(日本語)を収録した文献がある。²⁹これも台湾の日治法院档案の類似のものと対比研究ができるであろう。

ここで、民国時代の中国との比較例を挙げる。日治法院档案の地方法院民事判決原本から、裁判所が台湾の慣習及び条理に基づき、当時の台湾人の案件を処理していたことが充分に見て取れる。戦後の所謂本省人のホーローと客家族群の財産法(1895年-1922年)及び親族・相続事項(1895年-1945年)における法律上の規制は何か。³⁰ はたして当時の裁判所は漢民族系台湾人の法的伝統を変えたのか。もし、同時期中国の地方法院の民事判決原本が、中国で1929年に民法典が施行される以前、(民国の法院が対した当時の中国人とは、戦後台湾に移住し外省族群となった者だが)、彼等の民事事項もまた漢民族の慣習に近い清朝の律例の有効な民事に関する部分及び条理に準拠していたのであれば、³¹

高法院で継続審理された後に結審となったと考えられる。本来ならば結審案件ファイルは、中国大陸各省の下級審法院に戻されるべきものであるが、台湾にあった中華民国政府は、すでに中国大陸での実質的な統治能力を失っていたため、案件ファイルは箱に入れられ封をされ、半世紀後開封されるまで放置されていたのだろう。この推測が当たっているならば、中華民国最高法院が受理した台湾高等法院あるいは地方法院からの上訴第三審案件は、この「中国大陸旧案档」にはない。最高法院の下級審文書ファイルは、台湾の関連高等法院または地方法院に戻されているためだ。しかし、この台湾に持ち込まれた司法案件档案は、木箱で放置されていた数十年の間に、所蔵場所である木柵は水災にあっており、多くの簿冊は腐敗したり塊となっている。従って今日閲覧に堪えるものの件数は、前述した1955年当時の統計数とは異なる。正確な案件数は、司法院による最終調査が待たれる。この木箱の中には、司法行政文書やその他歴史的意義を持つものがあることも付記しておく。

²⁹ 南満洲鉄道株式会社総務部資料課編『関東庁ノ法廷ニ現ハレタル支那ノ民事慣習彙報 上下巻』(大連:南満洲鉄道株式会社、昭和9年);(満洲国)司法部民事司『関東庁ノ法廷ニハレタル支那ノ民事慣習』(新京「長春」:司法部民事司、康徳2年「1936」)。この二冊には、関東庁高等法院、地方法院及びその出張所が下した民事慣習を適用した判決全文及びその要旨が収録されている。これには、法院における尋問において中国人が鑑定人となっている記録がある。また、関東庁民政署、関東庁臨時土地審査委員会初審部及び終審部、そして領事が下した決定も収録されている。日本帝国の法制上、関東庁は租借地であるため、帝国憲法は施行されていない。これは台湾、朝鮮の両植民地が日本の領土となり帝国憲法が施行されていたのとは異なる。

³⁰ 日本統治時代における台湾の国家法は、1895年に制定されたが、当時は台湾人の民事事項は 台湾人の慣習及び条理に処理することとされた。これは1923年に、台湾人の財産法事項は、ヨ ーロッパに倣った日本の民商法典に依ること。但し、台湾人の親族相続に関する事項は、旧慣と 条理により処理することと改正された。関連法と制定理由は、王泰升『台湾法律史概論』、291-299 頁参照。

³¹ 中国では、清朝政府から北洋政府への移行時、1912年3月10日、北洋政府の袁世凱総統が、 「現在民国の法律は審議を経て公布されていないため、以前に施行されていた法律及び新刑律は、

それが持つ法律見解とは何か。それは、漢民族の法的伝統を変えたのか。これは一つの明確な対照となるだろう。こうしたテーマの研究は、先に挙げた日本内地との比較と同様、史料の制限を受ける。現時点で、当時中国の最終審であった大理院(1912—1928)の判決原本しか見ることができず、32また地方レベルの司法機関による裁判書類もない。もし、日本統治下における台湾の法院と北洋政府統治下の中国の法院において、漢民族の伝統的な民事事項に対して同じような立場をとったとしたら、ある研究者が指摘するように、日本帝国の台湾統治当局が台湾人の民事事項を旧慣により処理したのは愚民政策であるなら、それと同時期の中国政府が自国民に対して日本の植民地当局と同様、旧慣に依っていたことをどう解釈するのだろうか。また、民国時代の中国における地方法院の設置密度は、日本統治時代の台湾に及ばない。33従って近現代型の法院が社会に与えた影響は比較的弱かったという点も考慮するべきだろう。

二、台湾の人々の法的生活経験を探る

(一) 日治法院档案の史料的限界

日本統治時代において台湾の法院が、如何にして法の解釈と適用を行ったか、または当時の国家法の有権解釈は何か、そしてその変化の過程は、などのテーマ、例えば、「匪徒刑罰令」が適用された案件の「匪徒」とは何かについて知るには、³⁴日治法院档案は充分かつ完全な史料である。残念なのは、当時の台南地方法院管轄の事件に関する档案が未発見であることと、宜蘭等の台湾東部の関連档案が著しく欠けていることである。そして、日本統治時代における台湾人

民国の国体に抵触するものは失効とするが、その他は暫定的に援用する」との命を下した。続いて、北洋政府から南京国民政府への移行時、1927年8月12日には、南京国民政府もまた、「北洋政府による施行法令は、中国国民党の党綱、主義あるいは国民政府の法令に抵触するもの以外は、暫定的に一律援用とする」とした。王泰升「清末及民国時代中国与西式法院的初次接触ー以法院制度及其設置為中心」『中研院法学期刊』第1期(2007年9月)、124頁、136頁参照。従って、清朝により施行された律例において民事事項と関連するものは、新政府の政体あるいは法令に抵触しない限り、援用され、これは南京国民政府が民法典の各編を制定する1929年または1930年まで続いた。黄源盛「大理院民事審判与民間習慣」『民初法律変遷与裁判(1912-1928)』(自刊,2000)所収、379頁、385-388頁参照。

³² 中国大理院の判決に関する整理及びその内容説明に関しては、黄源盛『大理院民事審判与民間週間』81-124ページ参照。

³³ 王泰升「清末及民国時代中国与西式法院的初次接触-以法院制度及其設置為中心」144頁。

³⁴ 劉彦君「強盜或抗日?-以日治法院判決中的「匪徒」為核心-」台大法律学系碩士論文、2006 年参照。

の法的生活を研究テーマに設定するならば、日治法院档案の**文書そのものの**研究をはずすわけにはいかないので、档案が欠けていることは、研究上の**限界**となるであろう。

日治法院档案の判決文等についてのテキスト分析を行ったり、これを利用し 実在の社会的事実や現象について研究を進めるならば、日治法院档案における 民事、刑事判決等の文書に留意するべきであろう。が、これらが代表するのは 国家からみたものであり、なおかつ形式的には法治国家であり、法律優位等の 国家構造の原則の下に行われた司法活動の記録である(この構造原則は、淡新 档案等の清朝の政府当局が審理した文書のものとは異なる)。これら司法文書が 表す内容は、法律が規定する各種構成要件の制限を当然受ける。つまり、当時、 司法に携わった者が、普通の人々がよく知る「社会的事実」を法律の構成要件 にあわせ、それを法律的な言い方で表した「法的事実」である。そして、各案 件が関係している全ての社会的事実は、全て法院が興味をもつ法的事実である。 つまり、それが一般的な社会事実とされているものであったとしても、司法文 書に書かれているのは、法院が訴訟手続きを経た後に認めた「事実」なのであ り、これは司法審理という本質がなさしめることである。35

このように日治法院档案が表すものは**司法機関**のものであるため、他の目的でなされた調査結果や学者による法的見解とは異なることがあるかもしれない。前にも例を引いたが、日本統治時代前期の法院は、帝国議会の法律と同様の効力を有する「律令」によって、台湾人の慣習に依り審理を行い、そしてそれは台湾人間の民事事件に限られていた。では、「慣習」とは何を指すのか。これに関し、台湾の行政機関であった台湾総督府は、京都大学教授岡松参太郎に調査を委託し、「台湾私法」と呼ばれる報告書を完成させた。然しながら、台湾において天皇の名の下に司法審判権を行使する判官(=裁判官)は、この調査結果に縛られることはなかった。たとえば、台湾私法では、台湾人は合股により生じた債務は、株主はその出資金の額に限り、「無限責任」なるものはなく、台湾人の慣習には「連帶債務」という概念はないとしている。36しかし法院判決のなかには、「旧慣」に依り、各合股の株主は合股債務に対し「連帶無限責任」を負

³⁵ 「日治法院档案の民事または刑事判決に書かれていることは、本当なのか」と聞かれたことがある。これに対する筆者の回答は、「法院が言ったことは本当だ。だが、事実がそうであったかは、当時の裁判官ですらも、わかっていたとは必ずしもいえない。神のみぞ知るだ。」

³⁶ 臨時台湾旧慣調査会『台湾私法』(同会刊、1911) 第参巻下、230、283-284 頁参照。

うべきであるとするものがある。³⁷ また、法院が台湾人の慣習には「公序良俗」 に反するものがあるとし、その慣習を採用しないという例も見受けられる。³⁸

しかし、台湾人の慣習については、日本統治時代の法院は、だいたい岡松参太郎等が台湾私法で表した見解に沿っている。では、どの部分に関して、法院や学者が、台湾における「事実」を調査した岡松参太郎の見解と異なっていたのだろうか。そして、それは何故か。こうした問題に対しては、日治法院档案を全て検討した後に、初めて答が得られる。さらに言うならば、岡松参太郎しかり、日本統治時代の法院しかり、いずれもそうした調査にはある特定の目的を持っており、しかもそれを調査したのは、日本人または大多数が日本人であったわけで、彼等が台湾人の慣習だと思ったものが、必ずしも普通の台湾人が慣習だと思っていたものではないかもしれず、39地域によって、また台湾人間においても慣習に対する認識が異なっている可能性も否定できない。

(二) 他史料、史実との組み合わせ

近代大陸法系国家体制における裁判所の裁判等の司法文書は、議会で制定される法律による制限、及び学者の解説する学説などにより、社会において実際に起こった各案件を規制し、当事者以外の社会の一般大衆に影響を及ぼす。従って、日治法院档案を利用する研究者は、日本統治時代の台湾立法や行政活動を記録した「台湾総督府文書」(1895-1945)をも共に用いる必要があるだろう。例えば、台湾総督府文書内の関連「律令案」を用いることで、植民地台湾の法院制度の変化に関する立法上の理由を理解したり、40台湾総督府文書内の司法官に任ぜられた者の履歴表を見ることで、在台の司法官の出身及び学術的な背景が理解できる。当時の法院利用の実態については、台湾総督府文書内に時に関連史料が見られるほか、日本統治当局が出版した数多くの細かな記載がなされている統計書などは、データベースが確立されており、41十分な利用が可能

³⁷ 覆審法院明治 40 年控 128 号、明治 43 年控 211 号、明治 44 年控 247 号等の判決。台湾総督府 覆審法院編『覆審法院判例全集-自明治二十九年至大正八年重要判決例要旨』所収、288-290 頁参照。

³⁸ 王泰升『台湾日治時期的法律改革』303-315 頁に詳述。

³⁹ 岡松参太郎の学説背景及び日本国家政策との関係は、別途論文と引用文献参照。王泰升「学説与政策交織下的日治台湾民事法制変遷:以岡松文書為中心」『台大法学論叢』第 37 巻第 3 期 (2008 年 9 月) 所収、47-95 頁。

⁴⁰ 例えば、司法院司法行政庁編『百年司法:司法、歴史的人文対話』121-124 頁参照。

⁴¹ 顔厥安教授等による「台湾法実証研究資料庫」。2008 年に「台湾日治時期統計資料庫」が完成。

である。さらに、日治法院档案が整理されたことで、既存の統計等による成果を超えることも可能だろう。例えば、日本統治時代の公の統計には、法院で扱われた民事刑事訴訟案件のうち、弁護士がついているのは何件かについての記載はないが、今は日治法院档案の民事、刑事事件簿に基づき数えれば、それを知ることができる。42

上述した政府側の資料のほかに、民間の史料も日治法院档案を利用する際に はより注目すべきである。普通の人々が、どのようなきっかけで裁判所を利用 し、裁判所が行った処理過程及び最終的な結果に対してどのような気持ちを抱 いたのか等のテーマに関して知るための手がかりは、日治法院档案からは得ら れない。こういった面に関しては、最近台湾の歴史学界が発掘した『灌園先生 日記』、『水竹居主人日記』等の日本統治時代の日記から、日記の書き手が裁判 所を利用した状況を知ることができる。43 そしてこれらの日記は、日治法院档 案のなかでも年代や種類が完全な形で整っている台中地方法院管轄地域内のも のである。従って、これら個人の日記に書かれていることに、日治法院档案か ら公機関が残した処理過程あるいは結果を探し、民間の観点と公機関の観点と の間に異同があるか、また相互関係があるかを対照することは、現代の法院判 決の研究からも容易に得ることができない実証資料である。このほかに、当事 者または弁護士が所有する訴訟文書、あるいは人々が書き残したものや当時の 新聞、回顧録、また個別のケースや一般的な裁判所の利用状況がわかるもの、 例えば孫江淮翁代書訪問記録などの口述記録等や孫江淮翁が保存していた弁護 士関係書類等によっても、⁴人々の法的生活に関する研究がより深まると考える。

日本統治時代の法院は、複数の族群を抱える台湾社会において利用されてい

該データベースサイト参照: http://tadels.law.ntu.edu.tw。

⁴² 民事、刑事事件簿の例は、司法院司法行政庁編『百年司法:司法、歴史的人文対話』、65-66 百参昭

⁴³ 『灌園先生日記』の主人公林獻堂氏は、台中霧峰林家の一員であり、日本統治時代において 最も影響力を持った台湾人の反体制家でもある。氏の日記は中央研究院台湾史研究所により解 読出版されている。このシリーズはまだ完結しておらず出版が継続されている。同じく中央研 究院台湾史研究所により出版された『水竹居主人日記』の主人公張麗俊氏もまた、台湾の中部 に住む名望家である。このように同研究所は、多くの私人の日記の解読出版を行っている。現 在出版継続中の新竹『黄旺成日記』にも、法院での経験が記されているかもしれない。

⁴⁴ 林玉茹、王泰升、曾品滄、呉美慧、呉俊瑩『代書筆、商人風-百歳人瑞孫江淮先生訪問紀録』 (遠流、2008)、51-83 頁参照。また、孫江淮氏が扱った事件、記録している事件は、ほとんど が日本統治時代の台南地方法院管轄のもので、これは、ちょうど日治法院档案において欠けて いる部分である。

るため、この法院文書の**社会意義を理解**するためには、台湾社会及びその歴史 に関し十分に知っている必要がある。例えば、日本統治時代の「埔里社地方法 院」明治30(1897)年民字第18号的「水牛返還請求事件」だが、原告は「台中 県南角堡生蕃空庄」で農業を営む「毒某某」、被告は「台中県南角堡双簝庄」で 同じく農業を営む「潘某某」と「苦力」である「潘某某」の二名である。⁴⁵ こ の案件は、法制上定めがないため、判決からは原告、被告の種族がわからない。 このため、判決文からだけでは、日本統治初期において漢民族化されていた平 埔族の一頭の水牛をめぐる財産上の争いを、日本人による近代裁判所で裁かれ たことの社会的意義はわからない。そこでこれを理解するためには、研究者は、 清朝統治時代に、清朝より「潘」という姓を賜り埔里社に転居した平埔族の人々 がいるということを知っていなければならない。「毒」という姓を持つ者は、埔 里社の「生蕃空庄」に住んでいることから、漢民族系ではないということが推 測でき、他の資料との対照により、46 おそらく平埔族であろうことがわかる。 また、日本統治時代の花蓮地方法院刑事判決原本において被告人名がカタカナ で書かれている場合は原住民である。このように、上述したような**台湾史**に関 する知識を加えることで、日治法院档案は特出した学術面での研究価値を持つ ようになる。

また、法律上よく見られる非訟事件の裁定にも、台湾人が株式会社という実に近代的なものの経営に関し、100年以上の経験を有するという確固たる実証がある。台湾の歴史学界では、日本統治時代に台湾人は近代型の会社を組織することができなかったとよく言われているが、これは法的規定や関連事例から見ても誤解である。⁴⁷日治法院档案の「非訟事件決定原本」にある文書では、1905年台中地方法院が「株式会社彰化銀行」の「検査役」選任に関する裁定を行っ

⁴⁵ 司法院司法行政庁編『百年司法:司法、歴史的人文対話』、66 頁参照。

^{46 「}毒」という姓は、台南県に二家族、嘉義県に一家族、台湾全土で三家族だけだと言われている。嘉義県に住む毒錦坤は、「高祖は平埔族の頭目で、清朝統治時代は埔里で通訳をしており、当時の清朝の官服を着た写真が残っている」と言う。同家は曽祖父の時代に台南に移り住んだ。 呉志明「全台僅有這参戸、他們都姓「毒」」中時電子報(2007年1月8日)参照。

⁴⁷ 王泰升「台湾企業組織法之初探与省思」同著者『台湾法律史的建立』(著者自刊,二版,2006) 所収、314-316 頁、318 頁参照。ここでの引用事例は、1905 年設立の「株式会社彰化銀行」のもので、日本人の取締役(今日台湾では董事)はわずか一名、その他9名の取締役及び監査役(今日台湾では監察人)は全て台湾人だった。これは日本統治時代前期に、日本人が一名いれば株式会社の設立が可能だったことを明らかに証明している。

ている。⁴⁸彰化銀行は、大租権の補償として得た公債を元手に、ある台湾の士紳らにより設立された金融機関であることは、台湾史上よく知られている。⁴⁹ これは 100 年以上前に、「株式会社」という近代的な会社を組織したというだけではなく、当時の日本の商法第 124 条の規定により、会社設立に関する関連事務の監督のために、裁判所に対し検査人の選任を請求していたことは、近代的な会社法を相当理解していたことを明確に表している。⁵⁰従って、日治法院档案を見る際には、机上に台湾史関係の書籍を置いておくことが必要となる。

日本統治時代の台湾人民の法的生活について述べる際、当時の「台湾人民」の 6%は在台日本人であったことを忘れてはならない。日治法院档案では、不幸な日本女性が海を渡って台湾で春を売ったことなど、在台日本人の異郷における生活のあれこれも見て取れる。例えば、日本統治時代の台中地方法院明治 45(1912)年公正証書原本では、⁵¹法院による「金銭借貸並娼妓稼業契約」の認可を見ることができる。この契約では、ある日本人が台湾で娼妓業に従事する日本人に 320 元を「貸借」しており、娼妓であった日本人の女の子は台湾で「雇われ」娼妓として 4 年働いた後に貸借債務が消滅する。⁵² どうしてこのような公証契約のような内容が、その年代の台湾で結ばれたのか、ということを深く理解するには、日本の娼妓史を理解するだけでなく、1910 年当時の台湾総督府民政局が公布した娼妓契約に関する模範条項、並びに全ての娼妓契約は法院においての公証が必要であり、公証がない場合は営業許可が下りないと規定され、これは 1918 年に廃止されるまで存続した、ということを知る必要がある。⁵³ 時

⁴⁸ 司法院司法行政庁編『百年司法:司法、歴史的人文対話』、70 頁参照。

⁴⁹ 林礽乾等編『台湾文化事典』(台湾師大人文中心、2004)、934 頁参照。

⁵⁰ 台湾の現行公司法(会社法の意)第146条にも、株式会社設立手続きにおける「検査人」に 関する規定があるが、これは戦前の日本の商法第124条が規定する裁判所に対して選任を請求 し得る「検査役」とは異なる。

⁵¹ 日治法院档案にある公正証書の請求者は、大多数が当時「本島人」と称された台湾人である。 2009 年 3 月 21 日に台湾大学法律学院の主催で行われた「日治法院档案与跨界的法律史研究」 国際シンポジウムにおいて、魏凱立教授と呉豪人教授はともに、台湾人の請求による公正証書 を使い論述を展開した。

⁵² この文書の画像は、司法院司法行政庁編『百年司法:司法、歴史的人文対話』、71 頁参照。日本語で書かれた「金銭借貸並娼妓稼業契約」の華語訳は、林實芳「就子売落煙花界:日治時期台湾色情行業中的婦女人身買売」『女学学誌:婦女与性別研究』第23期(2007年6月)所収、131-134頁参照。

⁵³ 林實芳「就子売落煙花界:日治時期台湾色情行業中的婦女人身買売」、119-123 頁参照。2008 年に澎湖地政事務所で発見された日本統治時代の公正証書原本にも、こうした娼妓契約の公正 証書が少なからず見られる。今後、日本統治時代における台中以外の場所でも、より広く娼妓 契約の公証問題についての考察が可能となるだろう。

の流れを縦軸に、時代を超えて戦後台湾の新聞を見てみると、1950 年代の台湾 社会でも、依然として日本統治時代と類似の「雇用契約」形式がとられ、両親 等の家長の「同意」の下に娘を娼婦稼業に従事させているのがわかる。⁵⁴

上記の例からわかるように、日治法院档案を使い台湾人の法的生活経験を理解するためには、**学際的**であり、ひいては国別の歴史的垣根をも取り払う必要がある。これこそが、台湾法律史の研究を行ううえで、避けることのできない、非常に大変ではあるが、魅力を感じるところである。

参、台湾国内外における日治法院档案を利用した先行研究

これまで主力を日治法院档案の整理編集においてきたため、台湾の台湾法律 史専攻研究者による研究上の成果はまだ少ない。台湾における最初の日治法院 档案の研究と言えるのは、2004年の年末に「国立台湾大学法律学院法律与社会 研究中心」及び「台湾法律史学会」が合同で開催したシンポジウムである。報 告者は筆者、陳昭如、李承機、曾文亮、沈静萍、王志弘等六名の台湾法律史研 究者であった。⁵⁵これは、法律史における日治法院档案の意義を初めて台湾の 人々に対して示したものだった。続いて 2005年の年初には、司法院主催の「百 年司法展」が行われ、日治法院档案の様々な司法文書を用い、日本統治時代の 法院での出来事を紹介したもので、見学者が絶えず盛況だった。これに刺激さ れ、法務部は「検察世紀文物展」を開催し、律師公会全国聯合会は関連の出版 を行った。⁵⁶ 嘉義地方法院は、新庁舎内に日本統治時代司法文書専用のスペー スを設け、展示、保存を行った。司法院による継続的支援を受け、筆者は日治

ы 林實芳「就子売落煙花界:日治時期台湾色情行業中的婦女人身買売」、128-129 頁参照。

⁵⁵ 報告テーマは以下の通り。王泰升「日治法院档案的由来与現状」、陳昭如「法院文書的保存与档案資料庫的整編」、李承機「台中地方法院刑事档案及嘉義、新竹地院的档案介紹」、曾文亮「台中地院的民事事件簿跟判決原本」、沈靜萍「台中地院証書原簿分析」、王志弘「公証書与其他史料的連結」。

⁵⁶ 詳細は、司法院司法行政庁編『百年司法:司法、歴史的人文対話』参照。この司法展では、台湾総督府档案の司法行政関連文書と台南地方法院の建築史料を日治法院档案と共に展示した。2005年の百年司法展が成功裏に終わったことで、翌年法務部は、筆者の協力の下「検察世紀文物展」を開催し、日本統治時代を台湾の検察史の中に位置づけた。王泰升著、法務部編『台湾検察史:制度変遷史与運作実況』(法務部、2008年)参照。この司法展はまた、台湾の弁護士界にも弁護士文物展開催の必要性を促し、後日弁護士文物特集誌が発行された。黄正彦「台湾律師制度歴史文物之我見」中華民国律師公会全国聯合会編『走過一甲子一律師、伝承、歴史』(編者自刊,2007)所収、23頁参照。林天財「編後語」中華民国律師公会全国聯合会編『走過一甲子ー律師、伝承、歴史』(編者自刊、2007)所収、175頁参照。

法院档案の重要なものについての解読を行い、これまでに台中地方法院の刑事 判決、台中地方法院の民事判決、及び新竹と嘉義地方法院の民事判決等、それ ぞれ約 100 件余りの事例についての解読を終え、現在は台北地方法院の民事判 決の解読を行っているところである。これは、今後行う台北地方法院の刑事判 決の解読とともに、後に公開する予定である。このほか、学位論文や論文など にも日治法院档案を利用した者が若干ある。⁵⁷

台湾では、**法律史以外**の研究分野や、**法学以外**の学界においても、日治法院 档案についてかなりの関心がもたれており、先行研究も若干ある。台湾大学図 書館では、2008 年 9 月下旬、日治法院档案データベースの公開に伴い、学術界 からの利用申請を受け付けているが、提出された研究計画は様々で、ありとあ らゆる学門や研究分野のものがある。このデータベースを利用するためには、 言語的な能力や専門知識といったハードルはあるが、台湾の研究者はこの档案 の利用については大きな関心を持っている。また、2002 年に筆者が国科会に申 請した日治法院档案に関する総合的な研究計画では、法律史を専攻する呉豪人 教授の外、魏凱立教授等の台湾経済史研究者や王崇名教授等の社会学研究者等 が多数加わっている。

日本で日治法院档案を利用した最初の先行研究は、2000年に台中、嘉義、新竹等の地方法院において、共に日本統治時代の文書探しを行った後藤武秀教授のものである。後藤教授は、日本の学界に対して台湾にある日本統治時代の法院文書の紹介を行ったほか、日本統治初期の台中地方法院民事判決原本に関し、清朝統治時代に起こった民事訴訟案件に関する不受理案件に関する政策について考察を行った。また、最近では、日治法院档案の台中地方法院民事判決原本の一部を収録したDVDを製作し「日本統治下台湾の紛争解決史料」としてまとめた。58 このほか、岡松参太郎文書の整理を行った浅古弘教授とその研究グループは、2002年に日治法院档案の存在を知り、その翌年より司訓所に所蔵され

⁵⁷ 例えば、劉彦君「強盜或抗日?-以日治法院判決中的「匪徒」為核心-」、林實芳「就子売落煙花界:日治時期台湾色情行業中的婦女人身買売」。

⁵⁸ 後藤武秀「台湾に現存する日本統治時代の裁判所資料」『東洋法学』第44巻第2号(2001年3月)所収、119-170頁。後藤武秀「台湾領有初期における民訴不受理政策-明治参二年律令第一号の制定と判決原本から見た運用状況-」『市民法と企業法の現在と展望』(八千代,2005)、245-268頁。東洋大学アジア文化研究所アジア地域研究センター監修『日本統治下台湾における紛争処理史料-台中地方法院所蔵判決原本DVD版-』(東洋大学アジア文化研究所アジア地域研究センター、2008年3月)参照。

ている日本統治時代の台中地方法院刑事判決原本を対象に、撮影及び詳細な目録の作成を行ったほか、早稻田大学において明治時代の各刑事判決について一字一句解読を進めている。

日治法院档案は、学界において次第に**国際的**に知られるようになった。日本からは、松平徳仁、青山善充、Paul Chen (陳恆昭)、石井紫郎、新田一郎、高見澤磨、西英昭等の研究者が、この档案について筆者にコンタクトを取っており、比較的档案に詳しい。⁵⁹また、 日本の歴史学界においても、日本統治時代の台湾史研究者にこの档案はよく知られている。⁶⁰ 三一独立運動に関連する裁判所判決の編纂を行った笹川紀勝教授、韓国の金勝一教授等の韓国植民地史の研究者もまた、朝鮮と台湾の比較研究の可能性について問い合わせてきたことがある。筆者は、日本史研究者が聴衆にいた米国のロースクールにおいても、日治法院档案の紹介を行ったこともある。⁶¹

参、終わりに:開拓者からのささやかな願い

誰も訪れることの無い荒野をただ一人耕し開拓してき筆者は、日治法院档案の整理編集と研究についての理解は深い。日治法院档案は、ある程度見るべきものはできたが、まだまだ完成とは言えない。2008年に発見された日治法院档案も今後整理編集をしなければならず、データベース自体も、例えば、日本語と中国語との法律用語対照表を作るなど、改善が必要である。また、検索機能を強化するために、浅古弘教授のグループが作成したような刑事事件判決に適用された条文の追加などの項目を追加する必要があることも承知している。また、虫害や粘着してしまった古文書の専門家による修復が必要だということも

-

⁵⁹ 筆者は青山善充教授の依頼を受け以下の論考を著した。王泰升著、松平徳仁訳「旧台湾総督府法院司法文書の保存と利用」林屋礼二、石井紫郎、青山善充編『明治前期の法と裁判』(信山社,2003年)所収、426-441頁。また、2006年7月12日、新田一郎教授及び高見澤磨教授の招待を受け、東京大学東洋文化研究所主催の「台湾日本統治期裁判所文書」研究会において、「台湾「日治法院档案」之内容及其研究」をテーマに講演を行った。日本語通訳は西英昭氏。

⁶⁰ 王泰升著、阿部由理香訳「台湾総督府法院文書目録の編纂」台湾史研究部会編『台湾の近代 と日本』(中京大学社会科学研究所, 2003 年) 所収、501-521 頁参照。

⁶¹ Tay-sheng Wang, "Legal Historical Discoveries in Taiwan's Governmental Archives," presented in East Asian Legal Studies Lunch Talk, Harvard Law School (October 7, 2005) and in Asian Law Center Research Colloquium Series, University of Washington School of Law (October 18, 2005).

始終頭を離れない。しかし、これらには、人、経費、特に人が必要である。

筆者及び研究グループメンバーが、これまで重ねてきた努力は、この档案が 日本人の日治法院档案ではなく、台湾の人々自身のものだということを、台湾 の学術界や政府に重視してもらいたいという思いからである。今後、より多く の台湾の研究者が、日治法院档案を利用し、より深い学術的な研究を進めるこ とを期待している。また、日治法院档案利用のための修復や保存のために、台 湾の政府により多額の経費が投入されることをも期待する。また、より多くの 世界各国の友人たちが、この档案の整理編集そして研究に参画してくれること をも望む。現行の日治法院档案データベースの利用方法については、2006年8 月に石井紫郎及び新田一郎の両教授のご協力の下、明治初期の民事判決原本を 整理していた国際日本文化センターを見学させていただいた際に多くの助言を いただいた。今後は、日本、韓国、アメリカなどの研究者と共に、日治法院档 案の共同研究を進め、人類の知識の積み重ねや現代文明に対していくらかの貢 献ができたらと、心から願う。このため、昨年日治法院档案のデータベースを 公開し、今回引き続き各方面の研究者をお招きして国際シンポジウムを開催し た次第である。夢は美しく、後に続くことを願う。我々はできた。そしてこれ からもできる。

附表一:日治法院档案文書類型及び数量一覽表

条	項	款	台北	新竹	台中	司訓所	嘉義	合計
1. 民事類	1.1 民事裁判書	1.1.1 民事判決原本	377	99	419		181	1076
	類	1.1.2 民事事件簿	70		148			218
		1.1.3 訴訟当事者名簿	13		43			56
		1.1.4 民事事件担当簿			3			3
		1.1.5 上訴始末簿			2			2
		1.1.6 民事再審事件簿			1			1
		1.1.7 民事訴訟記録	2					2
	1.2 民事事件程	1.2.1 督促事件	15		34		83	132
	序書類	1.2.2 支払命令			114			114
		1.2.3 閲覽委任状			1			1
		1.2.4 告知催告事件簿			8			8
		1.2.5 民事共助事件簿			5			5
		1.2.6 和解事件			5		2	7
		1.2.7 雑事件			29		22	51
		1.2.8 仮差押仮処分			106		44	150
		1.2.9 執行命令	24		143		58	225
		1.2.10 破産事件			3			3
		1.2.11 供託事件			5			5
		1.2.12 訴訟費用確定					42	42
	1.3 非訟事件類	1.3.1 非訟事件原本			30		21	51
		1.3.2 非訟事件簿			9			9
	1.4公証類	1.4.1 公正証書	1140	26	319		119	1604
		1.4.2 私署証書		2	9			11
		1.4.3 拒絶証書			2		1	3
		1.4.4 確定日付			22		36	58
	1.5 登記類	1.5.1 登記簿		110	7		76	193
		1.5.2 登記公告					5	5
		1.5.3 登記申請書		15			8	23
		1.5.4 登記受付帳					15	15
		1.5.5 印鑑簿					22	22
	1.6 其他民事類	1.6.1 相続未定地			31		12	43
		1.6.2 雑集			1			1
2. 刑事類	2.1 刑事裁判書	2.1.1 刑事判決原本	614			327		941
	類	2.1.2 刑事事件簿	117		21			138

		2.1.3 上級判決先例	2					2
		2.1.4 被告人名索引簿			28			28
		2.1.5 刑事事件担当簿			8			8
	2.2 刑事程序書類	2.2.1 刑事共助事件簿			8			8
		2.2.2 不起訴抗告決定	5					5
		2.2.3 略式事件			6	2		8
		2.2.4 豫審事件	32		4	7		43
		2.2.5 換金刑命令原本				3		3
		2.2.6 過料決定謄本綴				1		1
	2.3 検察局文書	2.3.1 表記				20		20
		2.3.2 職員之監督懲戒				5		5
		2.3.3 犯罪常習者名簿				1		1
		2.3.4 機密文書				3		3
		2.3.5 雑巻				2		2
	2.4 刑事類司法 文書				26			
	3.1 文書収発送	3.1.1 文書収発日誌			1			1
政文書類	達	3.1.2 廳內外遞付録			12			12
		3.1.3 訴訟書類遞信簿			14			14
		3.1.4 執達送達委任簿			4			4
		3.1.5 送達事件簿			16			16
	3.2 文書記録管 理	3.2.1 記録帳簿保存簿	8	5	49		4	66
		3.2.2 記録貸出簿			1			1
		3.2.3 民事巻宗保存簿			3			3
		3.2.4 銷毀文巻清冊			11			11
	3.3 法院収支	3.3.1 歳入金通知簿			3			3
		3.3.2 印紙収入簿			1			1
		3.3.3 証憑書綴			1			1
	3.4 法院用書				3		41	44
	3.5 法院人事						14	14
	3.6 法院令達						15	15
	3.7 法院往復文 書						3	3
	3.8 法院庶務其 他文書						33	33
4. 其他類	4.1 戸籍法違反 事件	4.1.1 戸籍法違反決定原 本			3			3
		4.1.2 過料事件簿			1			1

4.2 中華民国文 書		1	11		6	18
	2419	258	1734	371	863	5645

備考:条、項、款以下の名称は、日治法院档案データベース構成表に依る。一行目の 台北、新竹、台中、嘉義は、該档案が所蔵されている各地方法院名、司訓所と は司法官訓練所を指す。曾文亮作成。

附表二:日治法院档案内の民事・刑事判決原本及び公正証書が扱う年代

地方法院別\文	民事判決原	刑事判決原	公正記書區未	/ #=+			
書類型	本	本	公正証書原本	NHI UT			
台北	1915-1945	1895–1945	1904-1945				
新竹(支部)	1919–1938	無	1918-1927; 1938-1939	1. 於 1919 年 2 月新竹出張所恢復審 判事務,同年 8 月改為支部;1938 年再升格為新竹地方法院。 2. 於 2008 年発現另有 1904-1918 年 公正証書 40 餘冊。			
台中(含司訓所)	1895-1945	1895-1945	1904-1945				
嘉義(支部)	1919–1945	無	1904-1927	1. 於 1919 年 2 月嘉義出張所恢復審 判事務,同年 8 月改為支部。 2. 於 1927 因公証制度改變,公正証 書原本移歸台南地方法院。 3. 公正証書部分另有斗六 (1905-1926)、北港(1905-1926) 及虎尾(1921-1923)等登記所作成 之原本。			

説明:太字は档案内該当文書が扱っている年代。曾文亮作成。